

## 監査委員事務局長の仕事宣言！

監査委員事務局長 岡本 昭徳

### 1. 基本姿勢

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、予算及び議決並びに法令等の趣旨に基づいて正確、適正に処理されているか、また、地方自治法第2条第14項及び15項の規定の趣旨に則った「最小経費で最大の効果」「組織及び運営の合理化」の要請に応えられるものであるかに着目し、事務処理の改善等への留意、さらには行政監査の要素を加味しながら積極的かつ指導的な監査を年度監査計画に沿って実施します。

また、近年、公正で効率的な行政の推進に対する市民の関心が高まっていることから、公費執行のチェック機関として、市民の信頼に応え、さらには市民の福祉の増進に寄与できるよう、より一層の監査機能の充実・強化を図ってまいります。

なお、監査講評において、同様の指摘事項が毎回見受けられるため、これをいかに減らしていくかが課題であり、定期監査等における主な指摘事項を事例集としてまとめ、職員へ周知を行うことや指摘事項の引き継ぎを徹底するなど様々な対策に努めていきます。

### 2 平成28年度 監査委員事務局における重点施策

- 定期監査
- 財政援助団体等監査

### 3 重点事業における具体的方針

#### ●定期監査

定期監査については、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、各課等を約2年半ごとに監査を実施します。

[ 目標値 ]

10課局、4学校の定期監査

[ スケジュール ]

| 4月～6月            | 7月～9月                              | 10月～12月                        | 1月～3月                               |
|------------------|------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|
| 情報政策課<br>スポーツ振興課 | 若葉小学校<br>弥生が丘小学校<br>基里小学校<br>田代中学校 | 総合政策課<br>税務課<br>商工振興課<br>上下水道局 | 教育総務課<br>学校教育課<br>契約管財課<br>まちづくり推進課 |

#### ●財政援助団体等監査

財政援助団体等監査については、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、定期監査を実施する課等に関係する団体について、監査の必要があると認める場合に、定期監査と同時に実施します。

[ 目標値 ]

3財政援助団体等の監査

[ スケジュール ]

| 4月～6月   | 7月～9月 | 10月～12月                         | 1月～3月 |
|---------|-------|---------------------------------|-------|
| 鳥栖市体育協会 |       | 佐賀国際重粒子線がん治療財団<br>鳥栖観光コンベンション協会 |       |